小型移動式クレーン運転技能講習の力学免除について

下記の資格をお持ちの方は、

学科の力学免除と受講料の一部免除があります。

○	クレーン・デリック運転士免許	を受けた者（含む限定）	＊申込書 に 免許証の写し または 修了証の写しを 貼付してください。
○	（改正前）クレーン運転士免許	を受けた者（含む限定）	
○	（改正前）デリック運転士免許	を受けた者	
○	揚貨装置運転士免許	を受けた者	
○	床上操作式クレーン運転技能講習	を修了した者	
○	玉掛け技能講習	を修了した者	

(注)「５ｔ未満クレーン運転の業務特別教育」は該当いたしません

免除についてご不明な点がございましたら、お問合せください。

Ⓡ8.3